

新公審査答申（個）第39号  
令和5年2月28日

新潟市長様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

#### 審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年5月10日付け、新行経第85号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月27日付け新人第657号の2により行った非開示決定は妥当である。

#### 第2 審査請求の経過

##### 1 個人情報の開示請求

令和3年7月13日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事で対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

##### 2 実施機関の決定

令和3年7月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書を作成していないためとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

令和3年8月16日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

##### 4 諒問

令和4年5月10日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、以下のとおりである。  
「五年間説明対応が閲覧出来る個人情報開示請求書問題を（新人第657号の2）

の決定は、110番通報した事実を隠す為か間違いを補正しないで人道的立場の第三者の公務員として教唆・援助は同罪と知りながら開示または請求に係る個人情報を保有していない等々と事実で対応してもらえる間違いを補正してからの手続を私を処分する目的で補正を悪意を持って無視し審査庁等々と間違ひを、補正しないで一方的な悪意で手続きを進め補正をさせ無いで私に抵抗できないように弄ぶ処分を繰り返す処分。

「目で確認出来る公文書が、三回間違っている事実は、補正しない事で私を処分する為の悪意の間違いで私を弄ぶ処分と私は思っている補正しないで正しい手続を私にさせないのは、一方的な私を弄ぶ処分人道的立場で正しい手続をお願いします。」「間違ひを補正しないで一方的に手続を進めるのは処分であり処分を取消せ。」  
(原文ママ)

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求内容は、審査請求人が窓口または電話において話した内容を当課が文書として記録することを前提に、その記録文書の開示を請求するもので、令和3年7月13日までの対応については、審査請求人に関する記録文書が存在しないため、非開示決定とした。

記録文書については、審査請求人が当課に対して話した内容は、職員の処分や謝罪に言及するのみで前述の証拠となるものが含まれていないものであり、既に聞いたことがある内容も多く含まれていること、また、必要に応じて記録文書を作成するものであることから、当課の判断で記録文書は残していないもの。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る公文書を作成していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

##### 2 本件決定の妥当性について

(1) 本件の個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）には、対象期間の始期の記載がなく、令和3年7月13日までとしており、請求する個人情報の内容は、「私の事で対応したものが分かるもの。」と記載されている。また、本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。

そうすると、本件請求個人情報の対象は、令和3年7月13日から過去5年間における、実施機関が審査請求人と対応したことが分かるものと推測される。

この点、実施機関は、文書を作成していないとしていることから、当審査会は、過去5年間における審査請求人との対応や保有個人情報について、実施機関に確認したところ、窓口や電話で対応する際に、その都度、本件請求の個人情報を記録した文書は作成していないこと、また、個人情報を開示請求されても非開示決定となることは伝えているとのことであった。

- (2) 念のため、当審査会は、実施機関に、市民からの窓口や電話での応対について、その内容を記録する等の規定や事務の取扱いの有無を確認したところ、必要に応じて作成するもので、記録する規定はないとのことであった。
- (3) したがって、本件請求保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明を否定するに足りる事情は認められることから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和4年 8月 9日	実施機関の諮問書を受理
令和5年 1月 24日	審査会開催（第1回）
令和5年 2月 20日	審査会開催（第2回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子